

改正 RoHS 指令について (1/2)

(電気・電子機器における特定有害物資の使用制限に関する欧州議会・理事会指令)
recast 2011/65/EU



The Knights

欧州委員会 (EC) は 2011 年 7 月 1 日、RoHS 指令を全面改正 (recast) する欧州議会および理事会指令 (2011/65/EU) を官報公示しました。2011 年 7 月 21 日に発行 (2013 年 1 月 2 日迄に、加盟各国において国内法化) されています。

主な改正内容



1. 含有禁止物質及び優先物質 (前文、第 4 条、第 6 条、附属書 II)

含有禁止物質については、REACH 規則附属書 XIV および XVII を考慮に入れ定期的に見直しをすべきことが盛り込まれ、2015 年 6 月 4 日、フタル酸 4 物質を追加する官報が公布 (附属書 II を改正する 2015 年 3 月 31 日の委任指令 (EU) 2015/863) されました。

これにより、含有禁止物質はこれまでの **6 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニル (PBB)、ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE))** に**フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)** の 4 物質を加え、RoHS2 (RoHS (II)) 10 物質などと呼ばれています。いずれも閾値 (しきいち) は 0.1% (**カドミウムのみ 0.01%**) です。

2. 適用範囲の拡大 (第 2 条、附属書 I (次頁 改正 RoHS 指令について (2/2) 表. 参照))

従来からある 10 の製品カテゴリーに加え、新たに 11 番目として、「カテゴリー1~10 に含まれないその他の電気電子機器」が適用となり、軍事防衛用途機器 (第 2 条 4 項) などを除く全ての電気電子機器 (ケーブルやスペアパーツを含む) が対象となりました。

3. 適用除外 (第 5 条 5 項、6 項、附属書 III、IV)

適用除外 (附属書 III、IV) の更新については、適用除外有効期限の 18 カ月前までに申請を行うことが義務付けられました。

また、適用除外の更新が認められなかった場合、その決定から適用除外廃止までに 12~18 カ月の猶予期間が設けられることが明記されました。

4. CE マーキング (第 7 条 (c)、第 9 条 (b)、第 10 条 (a))



対象となる最終製品には、**CE マーキング**が義務付けられることとなりました。これにより、製造者は EC 適合宣言書を作成し、**CE マークを貼付すること**、輸入者および流通業者は **CE マーク**が貼付され、要求事項に適合しているかを確認する義務があります。

なお、2013 年 1 月 3 日以降に上市する製品に適用が開始されています。

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤放射性物質測定 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析 |
| ③水道法第 20 条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

改正 R o H S 指令について (2/2)

(電気・電子機器における特定有害物資の使用制限に関する欧州議会・理事会指令)

recast 2011/65/EU



The Knights

5. 適用開始時期 (第4条)

適用範囲が拡大されたことにより、下表に示す通り、新たに適用開始時期が設けられています。カテゴリごとに異なりますので、注意が必要です。

表. 本指令の電気・電子機器のカテゴリ (附属書 I) と適用開始時期

カテゴリ	対象商品	適用開始時期	
1	大型家庭用電化製品	2006年7月1日	
2	小型家庭用電化製品		
3	IT機器および電気通信機器		
4	消費者用機器		
5	照明器具		
6	電気・電子工具		
7	玩具、娯楽およびスポーツ機器		
8	放射線医療機器・心電図測定器・透析機器など	2014年7月22日	
	体外診断用医療機	2016年7月22日	
9	監視および制御機器 (工業用監視および制御機器を含む)	煙検知器・熱制御機・家庭用または研究用測定機器など	2014年7月22日
	工業用監視及び制御機器	2017年7月22日	
10	自動販売機	ホットドリンク販売機・瓶/缶用自動販売機など	2006年7月1日
11	上記のいずれのカテゴリにも入らないその他の電気・電子機器 (電圧定格が交流 1000V 以下、直流 1500V 以下で設計された機器)		2019年7月22日

(注意) 各カテゴリに示す機器の付属品のケーブル及びスペアパーツについても、同様の適用開始時期になります。

一方、附属書Ⅲ、Ⅳにリスト化されている適用除外に関しては、最大有効期間を上記附属書Ⅰのカテゴリ1~7及び10については2016年7月21日まで、カテゴリ8および9については2014年7月22日から7年(但し体外診断用医療機は2016年7月22日から、工業用監視及び制御機器は2017年7月22日から)としています(第5条)。

なお、追加フタル酸4物質についての適用時期は、カテゴリ1~7及び10(スペアパーツ及びケーブル含む)は2019年7月22日から、カテゴリ8及びカテゴリ9は2021年7月22日以降上市する製品に適用されます。

R o H S 指令、E L V 指令をはじめ、W E E E 指令、その他、製品分析等は是非当社におまかせ下さい。詳しくは、当社 **環境分析部 竹下**、**研究開発部 五月女**(フリーダイヤル **0120-01-2590** 内線 **246、377**) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査